

令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務（その2） 受託候補者選定実施要領

制定 令和6年8月30日

（趣旨）

第1条 この実施要領は、令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務（その2）について、景観形成の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

（委託費用の上限）

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、1,000,000円とする。
ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税（10%）を含むものとする。

（受託希望者の募集）

第3条 要綱第4条第8項に規定する受託希望者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）要綱第4条第3項に定める申込書（第1号様式）及び要綱第4条第4項に定める提案書（第2号様式）は、令和6年9月17日（火）午後5時まで（必着）に提出しなければならないものとする。
- （2）要綱第4条第5項に定める質問は、令和6年9月9日（月）午後5時まで（必着）に提出しなければならないものとする。
- （3）要綱第4条第6項に定める質問及びその回答のホームページでの公開は、令和6年9月12日（木）午前10時までに行うものとする。
- （4）提案書は、第2号様式に基づき、次に掲げる事項を記載し、提出するものとする。
 - ア 受託希望金額（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
 - イ 業務実績

本業務と同種又は類似の業務実績について、業務内容、年度、発注者及び受託金額等を記載すること。同種の業務実績とは、文化財や歴史的建造物等に関する3D実測調査及び3Dデータ資料作成業務を示す。類似の業務実績とは、文化財や歴史的建造物等に関する調査又は3Dデータ資料作成業務を示す。ただし、記載できる実績は、直近5年以内（令和元年度以降に受注し、本公募を開始した日の前日までに完了したものに限る。）のものを3件までとする。その実績が京都市におけるものか否かは問わない。

ウ 実施責任者等

（ア）実施責任者

本業務を実施する場合の実施責任者について、氏名、経験年数、保有する資格及び主な履歴等を記載すること。

（イ）所在地

本店又は支店が京都市内にある場合は、所在地を記載すること。

エ 業務に関する提案

以下について、自社、自団体でできる範囲で提案すること。提案事項の中に図表や写真等を使用することを可とする。

(ア) 業務実施の体制

短時間で建造物の現地調査を実施するとともに、建造物の歴史や特徴に関する資料を作成する必要があるため、業務体制の妥当性（業務体制の特徴、担当者数、担当者の実績、責任の所在等）について提案する。

(イ) 的確かつ正確な調査をするための工夫

現地調査を実施するにあたり、今後のD X化を見据え、合理的・効率的に現地調査するための手法や工夫について提案する。

(ウ) 正確で見やすく分かりやすい資料を作成するための工夫

資料作成にあたり、歴史的建造物の状況を正確に把握し、伝える必要があるため、正確で、見やすく、分かりやすい図面等の資料を作成するための工夫について提案する。

- (5) 提案書には、見積書及び別紙のプロポーザル参加資格要件確認書を添えて提出するものとする。また、同種又は類似の業務実績がある場合、その資料を添付することも可とする。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、構成する全ての事業者について別紙のプロポーザル参加資格要件確認書を提出すること。

- (6) 提案書の用紙の大きさ及び枚数は、添付資料を除いてA 4 版 3 枚以内とする。

- (7) 提案書本文及び添付資料には、社名を記載しないこと。

- (8) 提案書の提出先は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課とする。

- (9) 次に掲げる提案書は失格とする。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が掲載されているもの。

(受託候補者選定委員会)

第 4 条 要綱第 5 条第 5 項に規定する受託候補者選定委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局都市景観部長
- (2) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (3) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (4) 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
- (5) 都市計画局都市景観部景観政策課都市デザイン担当課長
- (6) 都市計画局都市景観部景観政策課歴史的景観保全担当課長

(受託候補者の選定等)

第 5 条 要綱第 5 条第 9 項に規定する別に定める選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとお

りとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第3条第4号アからエに掲げる事項を評価する。
- (2) 第1号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点の平均点をもって充てる。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、決定の日から施行し、令和6年度歴史的建造物等への指定支援業務(その2)に関して適用する。